

伊丹市手話言語条例(案)

前文(1/5)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

- 言語は、人々がお互いの意思や感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

前文(2/5)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

- 手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き・表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ視覚言語である。ろう者にとって、手話は、大切なアイデンティティであり聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報の獲得とコミュニケーション手段として重要な役割を担っている。ろう者は、手話で日常的にコミュニケーションを図ること、十分な情報保障を得ることによって心ふれあう共生社会となることを長年願ってきた。

前文(3 / 5)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

- しかしながら、手話が言語として位置づけられててこなかったため、手話を使用することが出来る環境が整えられず、地域や職場などにおいて孤立しがちな生活を営んできた。一方、聞こえる人もろう者のことを理解する機会が少なく、お互いを十分に分かり合う環境ではなかった。

前文(4/5)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

- 障害者権利条約や、障害者基本法において、手話が言語として位置づけられたものの、未だ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する市民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。

前文(5 / 5)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

- こうした認識のもと、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての市民が互いを理解し、誰もが安心して暮らせ、住み続けたいまちを目指し、この伊丹市手話言語条例を制定する。

第2回はここまで議論しました。

第1条(目的)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市、及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

第2条（基本理念）

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

第2条(基本理念)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

- 2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進(と手話の)及び普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。
- 3 ろう者手話を必要とする全ての人は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

第3条(市の責務)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

市は、基本理念にのっとり、手話の普及と、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

第4条(市民の役割)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

第4条(市民の役割)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

- 3 事業者は、基本理念に基づいてろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第5条(施策の策定及び推進) (1/4)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

市は、障がい者と障がい児に関する計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

第5条(施策の策定及び推進)

(2/4)

下線部は、検討箇所
又は修正・加筆した
箇所です。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策

第3回はここまで議論しました。

第5条(施策の策定及び推進)

(3/4)

- (4) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第5条(施策の策定及び推進(4/4))

- 2 市は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更する時はあらかじめ、手話を使用する市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第6条（手話を学ぶ機会の確保）

市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

第7条（手話を用いた情報発信）

市は、手話を必要とする人が市政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

第8条（手話通訳者等の確保及び養成等）

市は、手話通訳者及び手話奉仕員の養成及び手話技術の向上を図るものとする。

第9条（学校における手話の普及）

学校の設置者は、手話の理解及び普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

第10条（医療機関における手話の普及）

医療機関の開設者は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において手話を使用しやすい環境を整備するために手話通訳者を派遣する制度の周知等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第11条（事業者への支援）

市は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

第12条（災害時の対応）

市は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

第13条（情報通信技術の活用）

市は、この条例に定める諸施策に関し、情報通信の技術を活用するよう努めるものとする。

第14条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（施行期日）

1. この条例は、平成30年4月1日から施行する。